

むれコミュニティ協議会規約

第一章 総 則

(名称及び組織)

第1条 本会は、むれコミュニティ協議会(以下「協議会」という。)と称し、牟礼地区内で活動する各種団体等および一般住民をもって組織する。

(目的)

第2条 協議会は、「豊かで住みよいまち牟礼」の実現に向けて、地域住民の少しずつの力を結集し、各種団体は得意な分野を活かし、地元企業等とも手を携えて、総合的なまちづくりの取り組みを行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決に向けての協議、学習に関すること。
- (2) 各種団体の活性化および各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) 高松市の委託事業に関すること。
- (4) 構成員の企画と情報の共有ならびに協働の推進に関すること。
- (5) 協議会が主体となつて行なう事業に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成に必要なこと。

(会議)

第4条 協議会は、総会、役員会、企画調整会議等をもって運営する。

2 会議は、委任状を含む過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、規約の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第二章 総 会

(総会の招集)

第5条 総会は、年1回開催し会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

3 総会に招集する構成員は、登録された各種団体の代表権者、コミュニティ協議会役員及び企画調整会議委員、コミュニティセンター管理運営委員会委員並びに牟礼地区連合自治会役員とする。

(総会の議事)

第6条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 活動報告および決算報告ならびに監査報告に関すること。
- (2) 活動方針および収支予算に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) この規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関わる重要な事項。

2 総会の議長は、会長とする。ただし、会長が指名した者を、総会の同意を得た上で、代行とし

て議長の任に着かせることができる。

- 3 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した署名人1人が議長とともに署名押印する。
- 4 議事録は、5年間保存し、いつでも閲覧に供するものとする。

第三章 役員会

(役員構成)

第7条 役員構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 25名以内
- (4) 監事 2名

(役員選任)

第8条 役員は、第5条第3項の構成員の中から総会において選出する。

- 2 役員互選により、会長、副会長、理事、監事の役職案を作成し、総会で承認を得る。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会における議案その他、運営に関することを審議する。
- (4) 監事は、協議会の事業及び会計を監査し、総会で報告する。

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な業務に関し、会長の諮問に応える。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(役員会議事)

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会および臨時総会に付議する事項
 - (2) 事業の運営に関する事項
 - (3) その他、会長が必要と認める事項
- 2 役員会議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 会長は、指名する者を役員会に出席させることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする、ただし、再任を妨げない。

- 2 役員欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(コミュニティセンター管理運営委員会)

第13条 役員会は、コミュニティセンター管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)を置くことができる。

- 2 管理運営委員会は、コミュニティセンターが円滑かつ適正に管理運営し、市民が利用しやすい環境にできるよう、協議することを目的とする。

- 3 管理運営委員会の委員は、協議会役員およびコミュニティセンター利用者・公募者等で組織する。
- 4 管理運営委員会の構成員は次のとおりとし、役員会において選任する。
 - (1)委員長 1名
 - (2)副委員長 1名
 - (3)委員 若干名
- 5 管理運営委員会は、互選により委員長、副委員長を選任した後、委員長は必要に応じて会議を招集する。
- 6 管理運営委員会は、コミュニティセンターに関する事業報告、決算、事業計画(案)、予算(案)その他課題解決のための案を策定し、役員会に報告する。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第四章 企画調整会議

(企画調整会議の目的)

第14条 協議会は、事業の活性化や組織の課題解決を目的とする企画調整会議を設置する。

(委員の構成)

第15条 企画調整会議の構成員は次のとおりとし、役員会において選任する。

- (1) 協議会の会長および副会長
 - (2) 交流会の代表者
 - (3) 会長が指名する者
 - (4) 公募による者
- 2 企画調整会議は、委員の中から委員長を互選により決定する。委員長は、必要な場合、副委員長を指名することができる。
 - 3 副委員長は、委員長に事故あるとき、これを代理する。

(企画調整会議の任務)

第16条 任務は、次のとおりとする。

- (1) 役員会、交流会および各種団体より提出された案件、ならびに事業の調整について審議する。
- (2) 補助事業の公募および交付金に関すること。
- (3) 委員長は、会議で可決された議案を、役員会に報告する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第五章 交流会および実行委員会

(交流会の名称および目的)

第18条 交流会の名称は、次のとおりとし、各種団体および一般住民が、情報交換と交流を図ることを目的とする。

- (1) あんしん交流会は、地域防災・防犯・交通安全等を推進する。
- (2) すこやか交流会は、健康増進・スポーツ・青少年の健全育成等を推進する。
- (3) いきいき交流会は、老人福祉・社会福祉・環境美化・緑化等を推進する。
- (4) ふるさと交流会は、各種祭り・文化振興・文化財保護等を推進する。

(交流会の構成)

第 19 条 交流会は、各種団体の代表者をもって構成する。

- 2 各種団体は、前条の交流会のいずれにも参加できる。
- 3 交流会には、個人でも参加することができる。

(交流会の開催)

第 20 条 交流会は、年 2 回定期開催し、必要があれば随時開催することができる。

(実行委員会)

第 21 条 実行委員会は、交流会活動において複数の団体が協力して、一つの事業を実施しようとするときに組織することができる。

第六章 事務局

(事務局の業務)

第 22 条 協議会の運営を円滑に行うため、事務局を高松市牟礼コミュニティセンター内に置く。

事務局は、次の業務を行う。

- (1) 事務に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) その他、会長および役員会の指示する事項。

(事務局の要員)

第 23 条 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

(事務局長の職務)

第 24 条 事務局長は、次の職務を行う。

- (1) 事務局の業務を統括し、協議会の活動方針、役員会の決定に基づき業務を推進する。
- (2) 事務局の円滑な運営を行う。

第七章 会計

(経費)

第 25 条 協議会の経費は、会費、補助金、委託金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 26 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。

第八章 その他

(その他必要な事項)

第 27 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は役員会に諮り会長が定めることができる。

附則

(施行期日)

1. この規約は、平成20年9月27日から施行する。
2. 第5条第3項の登録された各種団体とは、別紙の登録団体一覧表による。
3. 平成21年5月16日から一部改正する。
4. この規約は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
5. この規約は、平成23年5月28日から施行する。
6. この規約は、平成25年4月1日から施行する。
7. この規約は、平成26年5月18日から施行する。
8. この規約は、令和2年5月17日から施行する。